



令和4年度 水土里ネットさが土地

佐賀土地改良区

発行所
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
水土里ネットさが土地
(佐賀土地改良区)
電話 (0952) 22-4382
FAX (0952) 29-1048
U R L : <http://www.sa-tochi.jp>
E-mail : info@sa-tochi.jp

組合員及び面積の動向

組合員総数 7,462 名
受益面積 9,196 ha
(令和4年4月1日現在)



北山ダム堤体上空からの様子

役員紹介

役職	氏名	被選挙区域
理事長	秀島 敏行	
副理事長	林 富佳	三日月町
〃	原口 義春	大和町
総務担当理事	野口 正凱	巨勢町
管理担当理事	鶴丸 正士	久保田町
理事	永渕 文久	金立町
〃	真島 清	高木瀬町
〃	中川 和典	北川副町
〃	重松 正泰	諸富町
〃	森 哲秀	本庄町
〃	高津 博之	西与賀町

役職	氏名	被選挙区域
理事	高取 信行	嘉瀬町
〃	古川 實	鍋島町
〃	大坪 春二	川副町
〃	坂井 光行	川副町
〃	副島 准一	東与賀町
〃	中島 正之	芦刈町
〃	江里口 秀次	
総括監事	飯盛 啓次	佐賀市中央
監事	野方 俊彦	牛津町
〃	古賀 園彦	兵庫町
〃	光吉 一良	川副町

理事長あいさつ



佐賀土地改良区
理事長 秀島 敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆様には、日頃より土地改良事業の推進と土地改良区の運営に対し、多大なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防でのマスクが手離せない憂鬱な日々が続いています。それに加えて、世界の人を腹立たしく思わせているのがロシアのウクライナ侵攻です。理不尽で非人道的なロシアの侵攻に対して、経済的な制裁は当然のことですが、その反動として石油、ガスなどのエネルギー不足が私たちの日常生活を襲いそうです。いずれにせよ、新型コロナウイルスが終息し、またウクライナに平和が戻り世界の人々が通常の生活に戻れることを望んでいます。

さて、近年は毎年のことになっていますが、佐賀では、昨年8月に4年連続となる「大雨特別警報」が発令され、観測地点によっては平年1年間の降水量の5割を超える大雨となり2019年8月佐賀豪雨を上回る被害が出ています。

全国で異常気象による大雨、台風による被害が出ているなか、河川管理者が主体となっ て行う治水対策に加え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進められています。北山ダムを含めた佐賀平野全体での事前放流等、事前の防災対策が必要になっており、今後ますます難しい管理が求められています。

組合員の皆様へ貴重な水を届けることは無論のこと、公共性の高い土地改良施設である

ことを再確認し、しっかりと管理していきたいと思っています。

ところで、令和3年度の米の作況指数は台風やトビイロウンカの被害が少なかったこともあり、佐賀で100「平年並み」となりました。しかし、新型コロナウイルスの影響の中で農家の皆様にとって非常に厳しい状況が続いており、自然を相手にする農業がいかに大変であるかということを感じています。

このような中、食味ランキングで「さがびより」が12年連続で最高ランクとなる「特A」の評価を得ており生産者の努力が報われています。残念ながら佐賀の主力品種の一つ「夢しずく」は4年連続の「特A」から「A」に下がりましたが、「特A」への復活を期待し、今年も実りの多き年になることを祈っています。

一方、佐賀県では、「さが園芸888運動」と題して多くの農業者の柱となっている園芸農業を推進することで、県全体の農業産出額を増加させ、「稼げる農業」、「農村地域の発展」を目指しているところです。また、近年は農業用水の水質悪化が心配されるようになっており、水量だけでなく水質に心配のない用水の供給も今後の課題になっています。

3月の通常総代会では、規程の改正、令和4年度事業計画、予算に関する議案すべて承認いただきました。今後も役職員一体となり、健全な運営に努めてまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

佐賀土地改良区総代選挙のお知らせ

令和4年10月11日に佐賀土地改良区総代の任期が満了しますので、新しい総代を決める選挙を令和4年9月13日（火）に行います。

1. 選挙すべき総代の定数 100人

選挙区	選挙区域	定数
第1区	佐賀市金立町(久保泉町を含む)、高木瀬町、兵庫町、巨勢町、北川副町、諸富町	18人
第2区	佐賀市本庄町、西与賀町、嘉瀬町、鍋島町、中央区	18人
第3区	佐賀市川副町中地区、川副町南地区、川副町西地区	22人
第4区	佐賀市東与賀町、久保田町	17人
第5区	佐賀市大和町	6人
第6区	小城市三日月町、牛津町(小城町を含む)、芦刈町、	19人
	計	100人

※立候補者が定数を超えない場合は、無投票となります。

2. 投票できる方（投票が行われる場合）

選挙当日、組合員名簿に登録されている方

3. 投票（投票が行われる場合の日時・場所）

日時：令和4年9月13日（火） 7:00 ～ 17:00

場所：佐賀土地改良区ホームページ、関係市の掲示板等でお知らせします。

4. 立候補できる方

以下の要件を満たす方が立候補できます。

- ・佐賀土地改良区の組合員であること
- ・未成年でないもの
- ・禁錮以上の刑に処せられて執行中の者でないこと

5. 立候補

立候補される方は、佐賀土地改良区へご相談ください。

立候補届受付期間：令和4年9月5日～6日（2日間）

受付時間：午前8時30分～午後5時

受付場所：佐賀土地改良区事務局

※詳しくは佐賀土地改良区へお尋ねください。

佐賀土地改良区 総務課 〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号

TEL (0952) 22-4382 FAX (0952) 29-1048

令和3年度臨時総代会

令和3年9月29日、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら臨時総代会を開催し、下記の7議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 定款の一部改正について
- 第2号議案 総代選挙規程の一部改正について
- 第3号議案 規約の一部改正について
- 第4号議案 地区除外等処理規程の一部改正について
- 第5号議案 令和2年度 事業報告について
- 第6号議案 令和2年度 一般会計収支決算について
- 第7号議案 令和2年度 財務諸表及び財産目録について



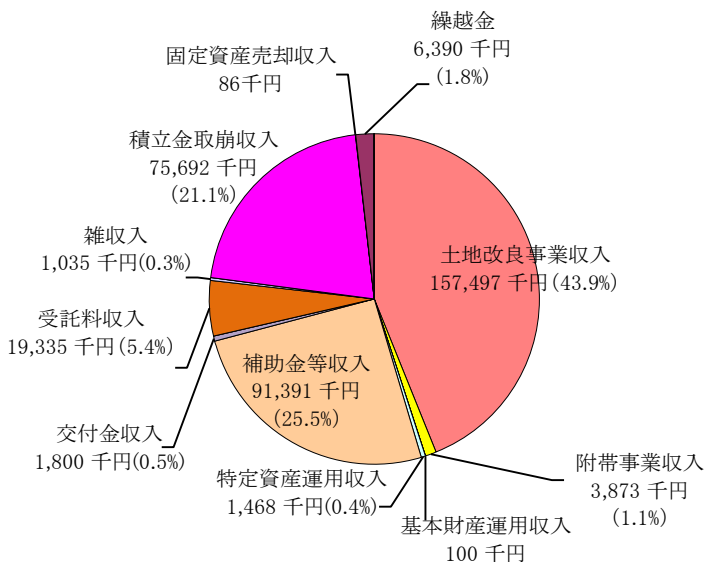
佐賀県土地改良会館
5階会議室にて

令和2年度 一般会計 決算

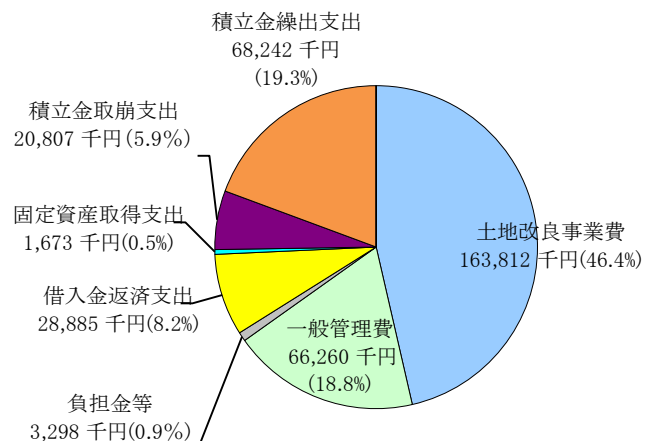
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	157,497	1. 土地改良事業費	163,812
・ 賦課金収入	101,389	・ 共通維持管理費	108,595
・ 転用決済金収入	12,885	・ 北山ダム維持管理費	9,564
・ 負担金収入等	43,223	・ 川上頭首工維持管理費	23,781
2. 附帯事業収入	3,874	・ 筑後川用水管理費	18,902
3. 基本財産運用収入	100	・ 適正化事業関係費	2,970
4. 特定資産運用収入	1,468	2. 一般管理費	66,260
5. 補助金等収入	91,391	3. 負担金等	3,298
6. 交付金収入	1,800	4. 借入金返済支出	28,885
7. 寄付金収入	0	5. 固定資産取得支出	1,673
8. 受託料収入	19,335	6. 積立金取崩支出	20,807
9. 雑収入	1,035	7. 積立金繰出支出	68,242
10. 借入金収入	0	8. 予備費	0
11. 積立金取崩収入	75,692		
12. 固定資産売却収入	86		
13. 繰越金	6,390		
収入合計	358,668	支出合計	352,977

<歳入> 358,668千円



<歳出> 352,977千円



第56回通常総代会

令和4年3月24日、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら通常総代会を開催し、下記の6議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 令和3年度 一般会計収支補正予算（案）について
- 第2号議案 役員、総代、委員の報酬並びに費用弁償支給規程の改正について
- 第3号議案 令和4年度 事業計画（案）について
- 第4号議案 令和4年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第5号議案 令和4年度 一般会計収支予算（案）について
- 第6号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



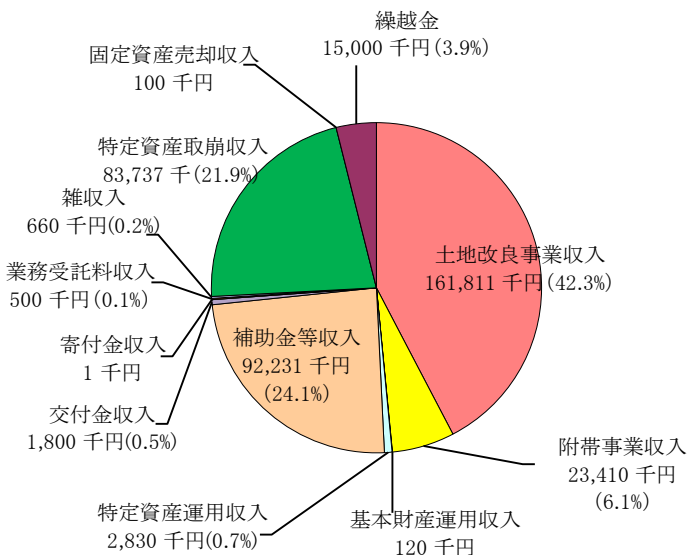
佐賀市文化会館
「イベントホール」にて

令和4年度 一般会計 予算

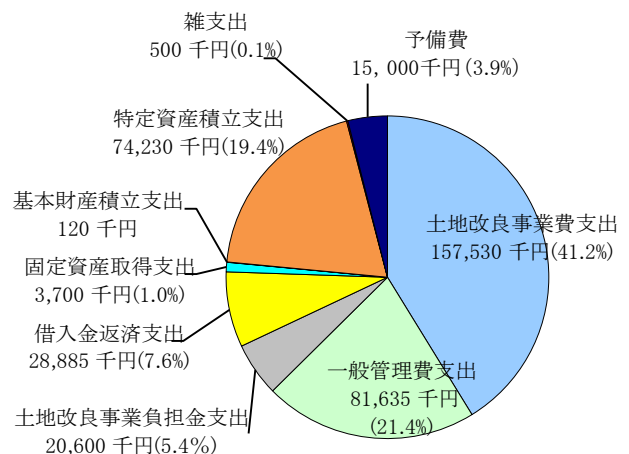
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	161,811	1. 土地改良事業費支出	157,530
・ 経常賦課金収入	100,980	・ 維持管理費支出	154,370
・ 転用決済金収入	17,600	・ 適正化事業関係支出	3,160
・ 負担金収入等	43,231	2. 一般管理費支出	81,635
2. 附帯事業収入	23,410	3. 土地改良事業負担金支出	20,600
3. 基本財産運用収入	120	4. 借入金返済支出	28,885
4. 特定資産運用収入	2,830	5. 固定資産取得支出	3,700
5. 補助金等収入	92,231	6. 基本財産積立支出	120
6. 交付金収入	1,800	7. 特定資産積立支出	74,230
7. 寄付金収入	1	8. 雑支出	500
8. 業務受託料収入	500	9. 予備費	15,000
9. 雑収入	660		
10. 特定資産取崩収入	83,737		
11. 固定資産売却収入	100		
12. 繰越金	15,000		
収 入 合 計	382,200	支 出 合 計	382,200

<歳 入>



<歳 出>



配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

令和4年度 佐賀土地改良区 配水計画

【取水の基本事項】

(1) 各取水口等の位置

- 川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- 川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- 多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- 三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- 西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- 本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

(2) 最大取水量等

期 間 区 分	6月1日から 6月10日まで	6月11日から 10月10日まで	10月11日から 翌年5月31日まで	年間総取水量
川上頭首工合計	10.69 m ³ /s	19.01 m ³ /s	3.53 m ³ /s	181,800 千m ³
川上頭首工左岸	10.69 m ³ /s	18.83 m ³ /s	3.53 m ³ /s	—
川上頭首工右岸	0.02 m ³ /s	0.28 m ³ /s	0.02 m ³ /s	—
多布施川注水口	3.02 m ³ /s	4.27 m ³ /s	1.19 m ³ /s	—
三本杉取水口	2.67 m ³ /s	3.48 m ³ /s	1.18 m ³ /s	—
西平川注水口	4.50 m ³ /s	7.60 m ³ /s	1.35 m ³ /s	—
本松取水口	4.92 m ³ /s	7.60 m ³ /s	2.08 m ³ /s	—

(3) 筑後川下流用水事業からの補給

- 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区の内、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m³/s の場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m³/s の範囲内において、受けることができる。
ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m³/s の範囲内において補給を受けることができる。
- 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分水工からの送水量が0.35 m³/s に達し、且つ不足を生じる場合に限り、最大1.64 m³/s の範囲内において補給を受けることができる。

【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号
佐賀土地改良区 管理課
TEL 0952-22-4382
FAX 0952-29-1048

経常賦課金

令和4年度 経常賦課金 1,100円/10a(1,000㎡当)

期限内に納めましょう窓口納付の方は
口座振替の方は**令和4年8月1日(月)**までに納めてください。
が振替日です。**《 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します 》****◆残高確認をお願いいたします。**

- ・7月29日(振替日の前営業日)までに残高の確認をお願いいたします。(※再振替は出来ません)
- ・事情により振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願い致します。

☆賦課金納入取扱い金融機関

佐賀県農協・佐賀市中央農協・佐賀銀行・九州信用漁業協同組合連合会
・佐賀共栄銀行・ゆうちょ銀行(口座振替のみ)

賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替(自動振替)をご利用ください。わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。(口座振替依頼書を郵送いたします。)

◆最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、預貯金通帳・印鑑(届出印)を持参の上、指定金融機関窓口へ提出してください。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

- Q1 「農業用水を利用していない」、「耕作をしていない」というような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？
- A 佐賀土地改良区の賦課金は水道のように使用量に応じて賦課されるものではなく、当区が管理している土地改良施設の維持管理に必要な経費を受益地内の農地につき、地積割で賦課していますのでいかなる理由であれお支払いいただく必要があります。
- Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？
- A 期限内に納入がなかった場合、督促状の発行を行います。それでも納入されない場合は土地改良法39条の規定により、理事会で議決された組合員に対して財産の差し押さえ等の滞納処分を行うこととなります。
- Q3 賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？
- A 農地を所有(耕作)されている限りは賦課金を納めていただく義務があります。農地の転用や用途変更をされる場合は、決済金をお支払いいただくことで地区除外をすることが可能です。詳しくは次のページ(農地転用に伴う決済金)をご覧ください。
- Q4 賦課金の通知書が複数送られてきますがなぜですか？
- A 佐賀土地改良区の受益地内には他の土地改良区がある地域があります。土地改良区によって管理している施設や行っている事業が異なるため、それぞれ必要な経費を賦課しています。
- Q5 賦課金の滞納がある農地を購入した場合、滞納賦課金はどうなるのですか？
- A 農地を異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されています。農地の売買や利用権設定をされる場合は、ご確認の上、契約等をするように注意してください。

農地転用に伴う決済金

令和4年度 決済金 58円/㎡(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。
※公共事業の寄付等についても決済金はかかります。

◆市街化区域の農地転用の場合

農業委員会への届出に土地改良区の見解書は必要ありませんが、**土地改良区への地区除外の手続きは必要**です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますのでご注意ください。

決済金について

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めて頂き維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

組合員さまへのお知らせ

◆農地(田)に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。

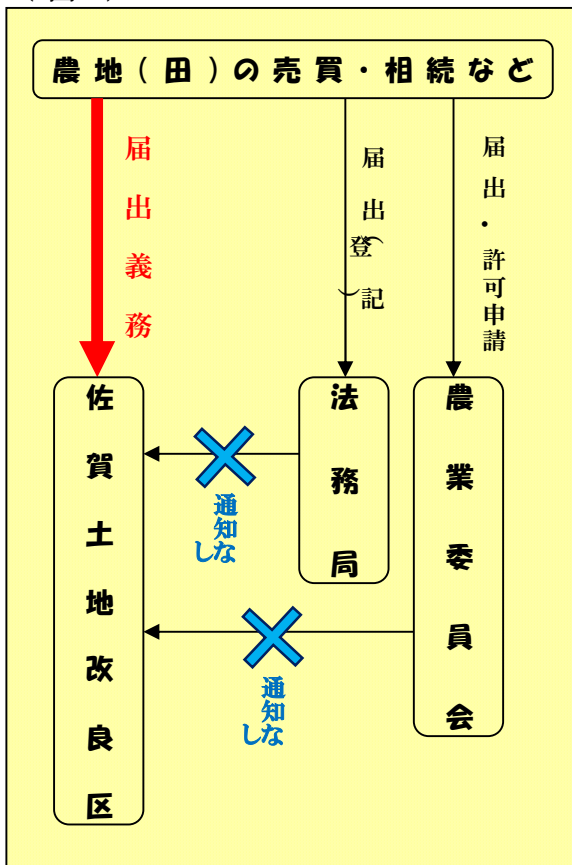
農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても**直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。**(左下図1)

◆組合員の資格取得・喪失の届出について(次ページに実際の用紙があります)

下記の場合には、**土地改良法第43条の規定**により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

- ①農地(田)の売買・貸借・贈与・交換等の場合
- ②農業者年金の受給による経営移譲の場合
- ③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④組合員の住所変更の場合

(図1)



記入例

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)
 住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地
 氏名 北山 太郎 (印)

(地区名 _____ 組合員 _____)

新資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地
 氏名 川上 次郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和・平成 〇〇年 △△月 □□日
 電話番号 (〇〇〇〇) △△ - □□□□
 (地区名 _____ 組合員 _____)

佐賀土地改良区理事長殿
記

1.資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
〇〇町	△△	□□	1234番地	田	1,000㎡	

2.資格得喪の原因及びその時期

(1)原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買 貸借・贈与・相続・交換・経営移譲
 生前贈与・死亡・その他 ()

※提出先
 ・佐賀県農協各本支所
 ・佐賀土地改良区 総務課
 佐賀市大財三丁目8番15号
 TEL (0952) - 22-4382

(2)時期

・令和〇〇年〇〇月

佐賀土地改良区賦課金 **納入者** **変更届出(組合員資格得喪通知書)**
住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 _____
 氏名 _____ 印
 (地区名 _____ 組合員番号 _____)

新資格者 住所 〒 _____
 氏名 _____ 印

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 (_____) _____

(地区名 _____ 組合員番号 _____)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲
 生前贈与・死亡・その他(_____)

※提出先

・佐賀県農協各本支所
 ・佐賀土地改良区 総務課
 佐賀市大財三丁目8番15号
 TEL (0952)-22-4382

(2) 時期

令和 年 月

変更年度	土地台帳		組合員名簿	総務課長	係長	係員
	PC	台帳				

佐賀土地改良区が取り組んでいる補助事業

◎ 水利施設管理強化事業

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけではなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有していますが、昨今、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められています。この事業は、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的としています。当地区では管理施設の整備補修、維持管理にかかる費用を支援していただくこととなります。

・負担割合	国	50%	県	20%	市町	30%
-------	---	-----	---	-----	----	-----

◎ 土地改良施設維持管理適正化事業

本事業はゲート塗装、用水路の浚渫、機械等の部品交換など数年に1回行うような施設の整備補修に対して助成する制度です。この事業は一般の補助事業とは異なり向こう5年間に整備補修を行うために必要な経費の一部(30%)を5年間均等に積み立てることにより、計画的な整備補修が可能となっています。

・負担割合	国	30%	県	30%	土地改良区	40% (内30%は積立金)
-------	---	-----	---	-----	-------	----------------

事務局の体制

令和4年4月1日付 (職員 20名 会計年度任用職員 3名)

事務局	事務局長	森 信治	北山ダム管理事務所	5名		
総務課	5名		所長		大坪 直孝	
	課長	阿間見 忠	副所長		相浦 公	
	副課長兼総務係長	立石 豊	主任		古賀 賢太	
	企画財務係長	斎藤 嘉宏	主事		与賀田 雅士	
	主事	田中 聡一郎	会計年度任用職員		一番ヶ瀬 友雅	
	主事補	高尾 陽平	川上頭首工管理事務所	8名		
管理課	4名		所長		中野 秀則	
	課長	芦原 一樹	副所長		江口 則彦	
	管理係長	大坪 稔典	主任		永田 武次	
	主事	平石 大和	主任		福島 稔	
	会計年度任用職員	田中 ルミ	主事		増田 和彦	
			主事		田中 亮	
			(新採)主事補		山口 颯大	
			会計年度任用職員		横田 正裕	

佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号 (佐賀県土地改良会館2階)

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課

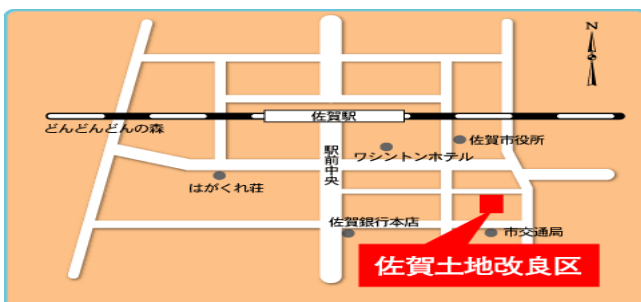
休日・夜間の用水に関することは下記緊急連絡先へ

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136

☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp/>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



佐賀土地改良区 HP QRコード



21世紀土地改良区創造運動

創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、佐賀土地改良区では水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会などに取り組んでいます。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

令和3年度活動内容

☆ 総合学習・青空教室

近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらう為に神野小学校では4年生135名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでもらいました。（植付品種：さがびより）

○田植え体験：令和3年6月18日

○稲刈り体験：令和3年10月14日



☆ 川上頭首工スケッチ大会

○開催日：令和3年10月1日 ○表彰式：令和4年3月4日

○展示（佐賀市役所）：令和4年3月7日～17日

川上頭首工の役割や取水の仕方、農業用水の流れなど楽しく学んでもらう為にスケッチ大会を行いました。地元の春日北小学校の5、6年生70名の参加があり、初めに施設を見学し役割を学んでもらった後、頭首工周辺でスケッチをしてもらいました。

また、特に優秀な作品5点について表彰式を行いました。表彰された作品は佐賀市役所1Fにて展示を行い、当区ホームページにも掲載しています。



☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

○ 昨年は新型コロナウイルスの影響の為中止



石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学し佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しています。

※令和4年度の佐賀平野「水と歴史」の探検隊は開催予定です。詳しくはホームページでお知らせいたします。（新型コロナウイルス等の状況により中止となる場合もホームページでお知らせいたします）



◎ 国営土地改良事業佐賀中部地区推進協議会

令和4年4月20日の総会にて、これまでの「国営施設応急対策事業佐賀中部地区推進協議会」から名称が変更されました。

1 協議会の構成・役員

構 成	佐賀市 ・ 小城市 ・ 佐賀土地改良区	
役 員	会 長	秀島 敏行（佐賀土地改良区理事長）
	副会長	江里口 秀次（小城市長）
	理 事	坂井 英隆（佐賀市長）

2 地区の現状

近年は毎年のように「大雨特別警報」が発令され、浸水被害が出ています。用水路では、大井手幹線水路の上流部において、令和元年、令和3年と2度の大雨に見舞われ、水路が浮上し破損しました。現在は応急処置をして通水をしています。一日も早い復旧が待たれております。

佐賀市・小城市の両市においては、排水ポンプ場の管理に大変苦労されているようです。先の農地防災事業で建設された排水機場では二十数年が経過し、老朽化により機能を十分に果たせないものも出てきています。昨今の雨の降り方には対応できなくなり、老朽化した施設では故障しても部品の交換ができないものもあります。

3 今後の改修予定

当初は国営施設応急対策事業にて改修を進めていく予定でしたが、この事業が令和3年度採択をもって終わりとなってしまいました。そこで、新たに次の二つの事業が提案されました。一つは令和5年度から事業スタートを目指している「国営造成土地改良施設整備事業」です。もう一つはこの事業に漏れた排水機場の改修などを行うための地区調査となります。

これらの事業によって、しっかりと整備をしてもらい、この佐賀平野で安心して農業が続けられるように願っています。

対象施設	1. 水管理システム（用水・排水）
	2. 排水機場
	3. 川上頭首工
	4. 用水路・排水路
	5. 北山ダム

【地区内施設の現状（写真）】



水管理施設（川上頭首工中央管理所）



排水機場（佐賀市城西機場）